

平成 26 年 8 月 22 日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 主査  
厚生労働大臣政務官 高鳥 修一 様

社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会  
会長 有馬 正高

### 障害福祉サービス等報酬改定に関する要望【要約版】

#### 1 計画相談支援の報酬単価について

障害児者の計画相談支援は、専門性を持った経験者の配置が必要です。  
基本報酬を引き上げるとともに複雑かつ長時間を要する事例には加算して下さい。

#### 2 障害児者通所支援事業（主として重症心身障害児者を対象）の報酬単価について

##### (1) 定員 6 人以上の場合には、報酬単価が急激に低減されています。

定員 6 人～20 人以下の場合であっても、職員の配置等の実態から見てスケールメリットはないので、生活介護の報酬単価と同等程度にしていきたい。

##### (2) 欠席者が一定割合を超える場合の対応措置

重症心身障害児者は、当日の体調で欠席となる場合が多い。

欠席率を勘案したサービス報酬を設定いただきたい。

（出席率 80%を下回る場合には、欠席率を勘案したサービス報酬）

##### (3) 送迎加算の改善

重症心身障害児の場合は、送迎費は基本報酬の中で評価するとされていますが、送迎車両には看護師等の添乗員を複数配置する機会が多いので、送迎費の加算制度を設けていただきたい。

#### 3 緊急短期入所確保加算（空床保障）の充実

24 年改定で緊急短期入所確保加算が創設されたことは高く評価しておりますが、確保加算の単価が低いため円滑に機能するに至っていないのが現状です。  
緊急短期入所確保加算費の増額をお願いします。

#### 4 強度行動障害者に療養介護の適用を明確化されたい

強度行動障害者で、24 年制度改正時に旧法の重症心身障害児施設又は指定医療機関に入所・入院していた者は経過措置により療養介護（重症児病棟）の利用が認められていますが、新規に障害支援区分の判定を受けた者は、療養介護の対象になりません。

療養介護の対象として位置付けていただきたい。